

鹿沼市空家等対策の推進に関する条例の一部改正に
ついて

次のように改める。

令和 5 年 1 1 月 2 1 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

鹿沼市空家等対策の推進に関する条例（平成 2 8 年鹿沼市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「第 6 条第 3 項」を「第 7 条第 1 2 項」に改める。

第 9 条中「第 1 3 条」を「第 1 5 条」に改める。

第 1 0 条の見出し中「特定空家等」を「管理不全空家等及び特定空家等」に改め、同条第 1 号中「第 1 4 条第 2 項」を「第 1 3 条第 2 項又は第 2 2 条第 2 項」に改め、同条第 2 号中「第 1 4 条第 3 項」を「第 2 2 条第 3 項」に改め、同条第 3 号中「第 1 4 条第 9 項又は第 1 0 項」を「第 2 2 条第 9 項又は第 1 0 項」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「次項」を「第 3 項」に、「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、法第 2 2 条第 1 1 項の規定の適用があるときは、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。